

平成27年度日野町交通災害共済

申し込みはお済みですか？

現在、平成27年度日野町交通災害共済の加入受け付けを行っています。この保険は、手ごろな掛け金で町民（町内に勤務の人でも可）であれば、年齢に関係なく誰でも加入できる保険です。

3月31日で平成26年度の共済期間が満了となります。加入者は継続加入を、未加入者はぜひこの機会に加入し、万が一の時に備えましょう。

- ▶ **共済期間** 平成27年4月1日～平成28年3月31日
- ▶ **加入できる人** 町内在住者または町内に勤務している人であれば、誰でも加入できます。
- ▶ **加入方法** 10口年額1,000円、1人30口まで加入できます。
お配りしている加入申込書に必要事項を記入し、印鑑を押し、掛け金を添えて、3月13日（金）までに自治会長を通じて（直接でも可）、役場企画政策課または役場黒坂支所へ申込みください。

平成27年度から制度が一部変更となります

平成27年度の申し込みから**初年度のみ出資金100円**をいただき、鳥取県共済生活協同組合の組合員になっていただくことで制度が利用できることになりました。

▶ **対象となる事故** ※下記以外にも、対象となる場合がありますのでご相談ください。

■交通 災害				■道路上での 不慮の事故		
	自動車	航空機	自転車		駅構内	火災
						
	電車	船舶	エスカレーター		破裂・爆発	がけ崩れ・土砂崩れ

▶ **保障内容**

各共済金とも事故発生および支払事由の発生が共済期間中であることが共済金支払いの条件となります。（共済契約を更新しなかった場合は、満期以降の共済金のお支払いはありません）

保障内容と共済金額 ※従来の1口が10口となります。		口数（10口単位）	10口	20口	30口
		年間掛け金	1,000円	2,000円	3,000円
死亡	交通事故を直接の原因として死亡されたとき支払います。		100万円	200万円	300万円
入院	交通事故の日からその日を含めて180日以内に開始した連続5日以上入院について、5日目から180日分を限度として支払います。		1日あたり 2,000円	1日あたり 4,000円	1日あたり 6,000円
通院	交通事故の日からその日を含め180日以内の実治療通院日（往診日を含む）について90日分を限度として支払います。		1日あたり 1,000円	1日あたり 2,000円	1日あたり 3,000円

※入院共済金の対象とならない4日以内の入院および連続5日以上入院のときの4日分の入院については、通院共済金を支払います。※申込み口数は、加入者あたり最高30口です。

▶ **よくある問合せ**

単なる歩行中の事故（転倒など）は、対象になりません。落下物や乗用物を避けようとした事故なら対象になります。また、乗用物（自動車など）から降りようとした時に転倒した場合は、保険請求の対象になります。詳しくは、役場企画政策課まで問い合わせください。

▶ **問合せ先** 役場企画政策課（電話 72-0332）

運転免許自主返納者に対する特典制度のお知らせ

皆生温泉旅館組合が、運転免許を自主返納した人を対象に、温泉の入浴料 2 割引の特典を平成 27 年 1 月から開始しました。

対象者 運転免許を自主返納し「運転経歴証明書」を取得した人で、八橋、米子、境港、黒坂の各警察署管内に居住の人

有効期間 運転経歴証明書発行から 1 年間

対象旅館 特典を行う旅館は次の 16 旅館です(平成 27 年 1 月現在)

旅館名	電話番号 (0859)	通常の入浴料金	割引後
華水亭	33-0001	1,500 円	1,200 円
皆生グランドホテル天水	33-3531	1,200 円	960 円
いこい亭菊萬	38-3300	1,000 円	800 円
海色・湯の宿 松月	31-1100	1,000 円	800 円
皆生菊乃家	22-6560	1,000 円	800 円
皆生つるや	22-6181	1,000 円	800 円
皆生の宿 ゆるり	38-3388	1,000 円	800 円
松涛園	22-3107	1,000 円	800 円
かいけ彩朝楽	22-4141	1,000 円	800 円
東光園	34-1111	1,000 円	800 円
芙蓉別館	34-0009	1,000 円	800 円
海潮園	22-2263	500 円	400 円
三井別館	22-4195	500 円	400 円
旅館浦島	33-7631	500 円	400 円
旅館三井	22-3210	500 円	400 円
ふそう別館	22-5330	400 円	320 円

【運転免許の自主返納制度について】

運転免許を受けている人が、病気や身体機能の低下などにより運転を継続する意思がないときに、有効期間内に免許を返納できる制度です。

免許を返納した場合、運転免許証に代わり身分証明書にもなる「運転経歴証明書」の交付を受けることができます。詳しくは黒坂警察署または西部地区運転免許センター(電話 0859-22-4607)までお尋ねください。

町の「タクシー利用者補助金」制度のご案内

日野町では、75 歳以上で自動車の運転ができない人、バス停から遠い地域の高齢者や要介護認定者、身体障害者手帳を持っている人などのタクシー料金の一部を助成する「タクシー利用者補助金制度」を平成 23 年 4 月 1 日から行っています。まだ申請していない人や 75 歳以上で運転免許証を自主返納する予定のある人など、ぜひこの制度を活用ください。【問合せ先】役場企画政策課(電話 72-0332)

- ◆**対象者**
 - ①町内に住所がある 75 歳以上の人で、自動車の運転ができない人
 - ②町内に住所がある 65 歳以上の人で、地域の事情などによりタクシー以外の公共交通機関の利用が難しく、かつ自動車の運転ができない人
 - ③町内に住所があり、在宅で要介護認定を受けている人(要支援はのぞく)
 - ④町内に住所があり、身体障害者手帳を持っている人(一部対象でない人もいます)
- ◆**助成内容**

対象者が日本交通(株)根雨営業所または日南交通(有)を利用した場合にタクシー料金の一部を助成します。

【負担額イメージ】

 - ①メーター額が 2,000 円未満のときはおよそ 1/2 の額
 - ②メーター額が 2,000 円以上 4,780 円未満のときは 1,000 円
 - ③メーター額が 4,780 円を超えたときは、(メーター額 - 割引額(1 割) - 3,300 円)
- ◆**申請方法**
 - ・役場企画政策課または役場黒坂支所へ申し込んでください。申込書は各申込み場所にあります。
 - ・審査の結果、対象となる人には、助成券の枚数は 1 人につき 1 カ月あたり 4 枚を発行します。
 - ・申し込みの際、介護保険被保険者証、身体障害者手帳がある人は持参ください。